



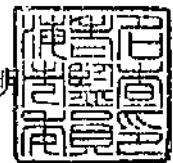
海老名市監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、教育部の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 19 日

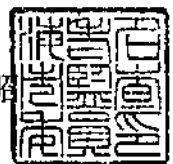
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

宇田川 希



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【教育部】

(1) 教育総務課

教育委員会の会議に関すること。儀式、表彰及び渉外に関すること。教育行政の企画調整及び相談に関すること。規則等の公布に関すること。事務局、学校その他の教育機関の職員（教職員を除く。）の人事に関すること。公印の管理に関すること。部の庶務及び調整に関すること。部内の事務分掌の調整に関すること。総合教育会議に関すること。教育施設の設置に関すること。教育財産の管理に関すること。学校施設の開放事業に関すること。文化財の保存及び活用に関すること。史跡地の整備及び管理に関すること。郷土資料館に関すること。郷土芸能及び郷土資料に関すること。市史編さんに関すること。市史資料の調査及び収集に関すること。歴史資料収蔵館に関すること。

(2) 就学支援課

教職員の任免その他人事に関すること。教職員の栄典に関すること。児童生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。学校の組織編成に関すること。児童生徒及び教職員の安全管理に関すること。就学援助に関すること。教職員の健康管理及び福利厚生に関すること。小中学校との連絡に関すること。奨学金に関すること。児童生徒の健康管理に関すること。学校給食の運営、管理に関すること。食の創造館に関すること。学校給食費の賦課及び徴収、収納管理、督促等に関すること。保健・安全・食育の指導に関すること。

(3) 教育支援課

教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の指導助言に関すること。教科用図書その他教材及び教具の指導に関する事。教育資料の整備及び活用に関すること。教職員の研修に関すること。人権教育に関すること。学校 ICT の指導に関すること。教育の調査、研究に関すること。学校運営協議会に関すること。その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。児童生徒指導に関すること。特別支援教育に関すること。教育支援センターに関すること。

(4) 学び支援課

社会教育委員の会議に関すること。社会教育に関すること。社会教育関係団体（体育関係を除く。）の指導助言に関すること。放課後児童健全育成に関すること。図書館に関すること。生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援に関すること。若者相談に関すること。社会教育講座に関すること。成人式に関すること。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

令和6年12月1日から令和7年11月30日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

令和8年2月26日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、教育総務課の次の点を除き、適正に執行されていると認められた。今後においては適正な事務執行に努められたい。

- ・教育総務課の契約事務について、市契約規則第30条第2号を根拠とし随意契約を行っているが、予定価格が基準額を超えている。なお、昨年度の定期監査においても、基準額を超える小中学校消耗品購入の随意契約について指摘している。